

一般社団法人 代替療法師会 会則

第1章 総 則

(本会則の目的)

第1条 一般社団法人 代替療法師会(以下「本会」という。)は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(名称)

第2条 本会は、一般社団法人 代替療法師会と称し、英文での表記を **Alternative Medicine Association** <略称AMA>とする。

(事務所)

第3条 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、各代替医療の医科学としての発展を目指し、法制化活動、教育プログラムの作成、研究、政治的・社会的活動を行い、代替医療業界の保守、及び発展のために最も高い専門的、技術的、倫理的基準を設け、代替医療を含め、全ての公共及び私的医療機関の為に活動をし、国民の健康の向上を期することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 代替医療の発展、向上に関する調査、研究、発表ならびに知識の普及
- 2) 学会、セミナー、その他の集会の開催および生涯研修の実施
- 3) 地域、国民に向けた正しい代替医療の啓蒙活動、およびボランティア活動
- 4) 他の医療団体との連携による代替医療としての活動
- 5) 代替療法師[®]の認定
- 6) 会誌の刊行と広報に関する事業
- 7) 会員相互の親睦、融和ならびに地位向上に関する事業
- 8) その他、目標達成のために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は法人であつて、次条の規定により本会の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 本会の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員になつた時及び定期に、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に本会对し、書面による退社届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 社員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかつたとき
- 2) 総社員が同意したとき
- 3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第4章 会員

(会員)

第12条 本会の会員は、正会員、賛助会員、学生会員とし、自然人、法人を問わないものとする。また、理事会の承認をもつて特別会員をおくことができる。

1) 正会員

正会員とは、本会の目的に賛同し、代替医療を実践している者又は本会に関する有識者で本会の社員の地位を有する者とする。

2) 賛助会員

賛助会員とは、本会の目的に賛同し、代替医療を実践している者又は代替医療に興味を有する者とする。

3) 学生会員

学生会員とは、代替医療を習得するため履修途中にある者とする。

4) 特別会員

特別会員とは、活動拠点を国内に持たない医療に従事する者とする。

(入会)

第13条 本会の正会員になるためには、本会所定の様式により理事会へ申し込み、「代替療法師[®]」認定試験を受けなければならない。理事会は提出書類の確認及び審査を行い、「代替療法師[®]」試験の合格をもって本人に入会の可否を書面によって通知する。ただし、本会に関する有識者が正会員になるためには「代替療法師[®]」認定試験は免除される。

2. 本会の賛助会員、学生会員、及び特別会員となるためには、本会所定の様式により理事会へ申し込むものとする。理事会は提出書類の確認、審査を行い、本人に入会の可否を書面によって通知する。

(会員の義務)

第14条 本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1) 本会の会則を遵守すること
- 2) 本会の目的達成に協力すること
- 3) 会費を定められた期日までに納入すること
- 4) 届出、提出資料などの事項に変更等がある場合は速やかに届け出ること

(休会・退会・除名)

第15条

- 1) 会員が休会をする時は本会に対し書面をもってその理由と期間を記した休会届けを提出しなければならない。
- 2) 会員はいつでも脱会できるものとする。但し、脱会の申出は1ヶ月以上前に本会に対し書面をもって脱会届を提出することにより行わなければならない。
- 3) 会員が次の何れかに該当するときは、理事会の議決を経て、本会の会員資格を失うものとする。
 - ①会員が本会入会に必要な資格を失ったとき。
 - ②会員が死亡したとき。
 - ③正当な理由なく会費納入が遅延し、納付期限より1ヶ月を経過した者。但し、事務局が発送した督促状に対して会費納入の意志が認められた場合はこの限りではない。
- 4) 会員が本会の会則に違反し、または、本会或いは本会会員の名誉を著しく損ねたときは、理事会の議決を経て、退会を勧告する。但し、その会員は弁明する機会を与えられる。

(入会金)

第16条 会員として入会する新入会員は入会金として本会に5,000円を納める。

(年会費)

第17条

- 1) 年会費は正会員 6,000 円、賛助会員 4,800 円、学生会員 3,600 円とする。
なお、法人会員については、それぞれ 12,000 円、9,600 円、7,200 円とする。
- 2) 年度途中入会者は、月末日をメ日とし、月割で納入するものとする。

(納入期限)

第18条 新入会員は入会決定通知後1ヶ月以内に入会金及び年会費を納入しなければならない。継続年会費については、本会より4月1日付けで請求され、会員は同月末日までに納入しなければならない。

(会費の返還)

第19条 一度納入された入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。但し、本人からの申し立てがあり、相応の理由が理事会によって認められた時はこの限りではない。

(支部)

第20条 本会は、地域単位ごとに支部を設置することができる。支部の設立は役員会の決定による。支部活動は、総会、役員会の方針に沿って行う。

(委員会)

第21条 本会の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第22条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1) 社員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 理事及び監事の報酬等の額
- 4) 決算計算書類等の承認
- 5) 定款の変更
- 6) 解散及び残余財産の処分
- 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第24条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときにあらかじめ定められた順序により、又は理事長の指名により、別の理事が議長を代行することができる。

(議決権)

第27条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 社員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第30条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3名以上15名以内
- 2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とし、業務執行理事をもって常務理事とする。

4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員として選任された役員任期は、前任者又はその選任時に在任する役員任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第36条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 本会の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第8章 基金

(基金の拠出等)

第43条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第44条 評議員会は、10名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第45条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第46条 評議員会は、本会の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第47条 評議員は、本会事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、本会の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が5名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第48条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、第18条第2項の社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、第18条第2項の社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。